フリースクール「おやまの学校」運営業務委託事業者評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 フリースクール「おやまの学校」運営業務を実施するにあたって、プロポーザル方式の 審査及び評価等を厳正かつ公正に行うため、フリースクール「おやまの学校」運営業務委託事 業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。
- (1) 評価方法及び評価基準(評価項目、点数配分等)の審査に関すること。
- (2) 提案の審査及び評価に関すること。
- (3) 結果の公表方法に関すること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員4人をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 教育委員会事務局管理部長
- (2) 教育委員会事務局学校教育部長
- (3) 教育委員会事務局学校教育部学びづくり課長
- (4) 市民局北部支所北部地域振興課長

(委員長)

- 第4条 委員会に、委員長1人を置く。
- 2 委員長は、教育委員会事務局管理部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び委員会の会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局管理部学校再編推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、2025年(令和7年)2月20日から施行し、フリースクール「おやまの学校」 運営業務に係る委託業者が決定したときに、その効力を失う。